## 別紙4

報告番号 ※ 第 号

主 論 文 の 要 旨

論文題目

戦前日本における理髪制度の成立過程に関する研究

氏 名

倉田 研一

## 論文内容の要旨

本稿の研究目的は、第二次世界大戦以前における理髪制度の成立過程を明らかにすることにある。具体的には、戦前期における理髪規則及び資格試験の導入経緯、規則の改正状況と各道府県における異同、及び、理髪制度を巡る論争について検討することで、戦前期における理髪制度の特徴を明らかにする。さらに、戦前期における理美容学校の特徴について、東京都公文書館に史料が残されている東京府の美髪学校の事例に基づいて考察する。

本研究において、一次史料としては、理髪規則及びその関連情報を参照した。これらは各道府県公報に掲載されているもので、当該道府県での調査を行った。また、戦前期の理髪制度に関する一次史料が希少であることから、情報を補う為に、公衆衛生専門雑誌、警察関係誌、新聞・雑誌等のマスメディアの情報、業界誌、理美容啓蒙書、理美容関連専門書、教科書、職業案内、理髪試験受験参考書等、多方面の関連資料を蒐集した。なお、これらの資料の多くは国会図書館で蒐集可能であったが、そこには所蔵されていない学校案内などは、古書市場で入手した。

本稿の構成は次の通りである。序論では、本研究の目的を示すとともに、理髪制度と 美髪学校(美容学校)に関する先行研究をまとめ、本研究の課題を示す。また、本研究が 依拠する史資料について説明する。第1章から第4章では、戦前期における理髪制度の 成立過程と、その背景について検討する。具体的には、第1章では理髪営業取締規則の 制定経緯について、第2章では取締強化のための理髪規則の改正について、第3章では 資格試験実施の経緯について、第4章では理髪制度を巡る戦前期に行われた論争につい て、それぞれ検討していく。第5章では、戦前期における理美容学校の成立背景につい て検討する。最後に、第6章では、戦前期の理髪制度に関する本研究の知見を総括する とともに、残された研究課題について検討する。

本研究の知見の概略は以下の通りである。

日本は幕末の開港後に感染症流行の惨禍に晒され、維新後の新政府は対策として医療・衛生行政の確立が喫緊の課題となった。そこで衛生行政機関の設立と法令の整備が行われ、この過程で、当時の理髪人と女髪結の行為、及びその店舗内において、感染症の媒介の危険性が高いことが問題となった。特に維新以降の京都は、天皇の車駕東幸後、街が疲弊し貧民の流入でさらに衰退し、劣悪な環境状態となっていた。また強引な防疫対策は騒動に発展する事もあった。そこで街の活性化を図るために京都は 1895 年博覧会開催を計画し、その為の環境整備を実施した。京都市が任命した医師たちは、この間の衛生上の対策を評価し報告をした。この中に理髪に関する提案も存在し、京都府は規則を定めて取締を可能とした。

理髪規則は、公衆衛生対策として 1899 年に京都府で最初に定められた。女髪結が対象となったのは翌年に山口県で、これ以降は道府県ごとに規則が定められていった。さらに 1918 年には大阪府が試験を導入し、その合格により開業資格を得るという仕組みが作られた。また大阪府は、理髪学校及び美髪学校の卒業生に対して理髪試験を免除する規定を設けた。しかし、質の低い学校が存在したことが問題となっており、そのため指定校規定を定めなかった府県も存在した。

この間、1899 年から 1918 年にかけての情勢としては、まず、結核を始め様々な 感染症の流行があった。最大の流行は第一次大戦中にパンデミックを引き起こした スペイン風邪で、日本で始まったのが 1918 年であった。

また、規則違反の問題も生じていた。特に大阪府では、その対策に苦慮していた。 当時の大阪府における報告では、警察の取締において、感染症罹患者が理髪業に従 事していることを憂慮しているとの記録が残されている。

さらに大阪府の理髪業者は、届出を出さず営業する、もぐり業者を含めて過当競争問題に直面しており、大阪府に試験導入の働きかけをしていた。このような三つの条件が揃ったところで大阪府は理髪試験導入に踏み切ったと考えられる。女髪結への適用は 1922 年であった。

戦前期の理髪規則は、衛生管理を主旨としていた。どのような感染症が存在し、それに対処する方法はいかなるものか、といった知識が営業者に必要とされた。最初は警察が理髪人と女髪結を集めて訓話していた。その後、規則上で衛生知識の普及活動を担わせる理髪業組合の規定が定められ、業界が講習などの実務を行うことになっていった。また、1906年には、理髪業界の近代化をめざす全国組織「大日本美髪会」が結成され、技術及び衛生管理の普及を図る試みを開始した。

なお、明治以前の髪結と女髪結の起源についての情報は、伝聞によるものが主体であるが、江戸期においては参入が容易な仕事であり、その多くが露天や顧客を訪問する、といった営業形態であったとされている。女髪結は花柳界との関係が深く、売買春に関わる者もいた。一方、髪結の中には露天営業の取締を避ける目的で奉行所の下働きをする者もいた。このような様々な事情により髪結の仕事は、社会の下

層の人々の生業となりやすい側面があったと考えられる。そのため、髪結の仕事は、 賤業と見なされることも多かった。このような背景から、明治以降も教育とは無縁 の人々が多く理髪人や女髪結となり、彼らに課せられた理髪規則の理解を妨げてい たと考えられる。「大日本美髪会」はその地位向上が最大の目的で、その後に規則の 統一運動へと結実していった。

さらに規則統一問題については、内務省と警視庁の理髪衛生担当者たちの共通認識でもあった。彼らは統一すべき内容について論議を交わしたばかりでなく、教育の場さえ与えられれば、試験は必要ないという主張も出現して論争が戦わされたが、大戦前に規則統一は成されなかった。

その一方で、戦前期においても、理髪規則の規定整備においては進展が見られた。 規則上で細かく規定が加えられ、営業上の禁止事項、遵守事項、さらに届出から認 可制へと規則は強化された。試験導入によって不良業者を排除するという点でも規 則の強化が見られた。同時に、各道府県の規則には、無店舗営業者への規則の免除 規定や、店舗が少ない地域での営業の優遇処置、試験科目の一部免除、さらに従事 者全員を対象とした業務資格ではなく営業資格にした点など、当時の理髪人と女髪 結の実情を考慮しての配慮を見ることができる。

第二次世界大戦後には、全国で統一された制度が整備される一方で、理容師法と 美容師法の間での分離が行われた。このような大きな変化が生じているものの、衛 生管理に関する規定においては、戦前においても個別の道府県を超えた共通性があ り、また、衛生管理の重視という点での戦前と戦後の制度の間の連続を見ることが できる。他方、戦後の仕組みと比較したときには、戦前における理髪規則の特徴は、 免除規定の設定等、各道府県の事情に応じた違いが存在したところにある。このよ うな、戦前期における理髪制度の地域別の異同を網羅的に明らかにしたところに、 本研究の知見の独自性がある。また本研究では、これまで根拠が明確ではなかった 理髪規則の制定と試験導入の経緯についても、一次史料に基づいて説明することが できた。

最後に、戦前期の美容の養成学校については、一次史料が東京府と京都府に極一部、それに東京市、名古屋市及び大阪市のそれぞれ市立の養成課程が存在し、記録が残っていることが調査から判明した。また大阪府の文書に大阪府指定理髪学校として府内44校、府外7県20校のリストがあるが、公立以外の記録は残っておらず、戦前期に存在したと考えられる養成校の実態は、不明だと言える。

東京府について言えば、学校種としては各種学校が主であったが、甲種実業学校 認可の養成校も存在し、公立の養成課程も存在したことが特徴だったと言える。さ らに、今日にエステと言われている美顔術を教授する専門校も存在した。また、修 学期間は短期で数ヶ月、長くて2年間で、短期は特定の技術を学ぶ事が主体で、長 期になると言わば総合コースとなり、技術と衛生管理を教授していた。しかし、中 には短期の総合コースを設ける学校もあり、新聞等で批判を受けることなった。

東京府は1930年に試験により営業資格を与える規定を定めたが、1930年以前に 試験を導入した府県が、一定期間修学し卒業すると無試験で営業資格を得られる前 述の指定校規定を設けたのに対して、東京府は指定校規定を定めなかった。東京府 で設立された養成校の中には、技術教科がなく衛生管理のみを教授する試験予備校 と考えられる養成校も存在した事がもう一つの特徴だと言える。

東京都に残された学校設立認可届出を検討したところ、美髪学校(美容学校)設立に多く関わっていたのは、その当時に一流といわれた女髪結出身者であったことが明らかになった。これには、20世紀以降に欧米から帰国し美容院を構え、美顔術や洋髪技術を伝えた美容師たちの存在が大きかったと考えられる。また学校で採用された衛生管理の科目と、その後に導入された資格試験科目には共通性があった。この起源は、「大日本美髪会」が明治末に設立した講習所・大日本理髪学校が採用した、アメリカのモール理髪学校の理髪衛生科目にあったと考えられる。戦前期の美容学校は、衛生管理に関する知識と技術を教授しており、この点は現代の美容学校と同様であった。ただし、戦前期の美容学校での教授内容、時間数は統一されておらず、教員の資格も規定がなく非常に曖昧であった。戦前期の美容学校は、質の担保という点での問題を抱えていたといえるだろう。

このように戦前期の養成校については、東京府に設立された学校のみを見ても、 私立に公立、各種学校に実業学校と特定の技術から総合的に学べるコースまで、多 用な形態が存在したことが分かった。さらに資格試験受験予備校もあった。当時の 理髪学校の中には、修学期間が4年間の学校が存在したが、これは理髪業界がその 地位の向上をめざしていたためだと考えられる。美髪学校もこのような目標を持っ ていたと考えられるが、それよりも働く婦人を育てるという目的に比重を置く設立 者も存在した。ところが、東京府は前述したように、指定校規定を設けず、学校卒 業を受験資格と認めなかった。そのために生徒が集まらず廃校するところもあり、 制度如何で明暗を分かれる事になったとも言える。これまで東京府に設立された美 髪学校については、徒弟制度から養成校への学校化を説明する要因として取上げら れ、しかも試験導入がその後押しをしたということになっていた。本研究では、こ のような東京府の状況について、大阪府の指定校リスト、全国理髪規則調査結果及 び養成校の設立認可届等の史資料の分析と併せ、総合的な考察を行った。その結果、 養成校は技術を教授する場だということを前提に考えると、東京府の試験導入によ り、学校化に歯止めがかかったのではないか、との見解を提示した。なお東京府は、 戦前期に実技試験を実施しなかった。